

対外試合に関わる遵守事項

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から次の項目を遵守し、試合を実施してください。

○代表者

- ・参加チームは、事前、試合日、事後に相互に連絡を取り合える環境を整えるため、それぞれ代表者を設ける。
- ・必ず参加チームにも「学校体育施設利用における感染症予防のセルフチェックリスト」及び「対外試合に関わる遵守事項」を遵守するように周知する。

○参加者の把握（体調管理、連絡体制）

- ・参加する全てのチームの代表者は、当日の参加者（選手、チーム関係者）の名簿を作成し、代表者が1か月保管する。
- ・名簿は、参加者全員の氏名、連絡先、当日の体温等を記載する。
※参考書式をホームページに添付しておりますので、必要に応じてご活用ください。
- ・自校のチームは、当日の参加チーム（来校する全てのチーム）の名簿を確認するとともに連絡体制を整える。
- ・体調不良（発熱、せきなど）の症状が見られる場合は、参加を控える。

○対象人数

- ・選手、指導者、当番、審判は、活動に支障のない最小限の人数とする。
※密を避けるため、チームの入替えやチームが控える場所を分散するなど工夫をしてください。
- ・応援や見学については、密を避けるために最小限となるように事前に調整する。
※会場の規模にあわせて、最小限の人数を調整すること。

○手指消毒の徹底

- ・利用前後の参加者全員の手指消毒（手洗い）を必ず行うこと。

○マスク等を活動に支障がない範囲で着用する

- ・プレー中以外は着用する。

○3密と大声を避けること

- ・室内の場合は定期的に換気をする。
- ・ミーティングは、密集を避けるように工夫する。
- ・活動中も指示・声援等の大声は出さない。
- ・水分補給はボトル・ジャグを共用せず、必ず個々に持参する。
- ・できる限り半日での活動にするなど試合時間を工夫する。
- ・やむを得ず昼食をとる場合は、集団にならないように注意する。
※黙食等の感染症対策を徹底すること。

○ガイドライン

- ・各種競技のガイドラインに沿って感染症対策を実施する。

学校体育施設（学校）では、学校関係者が児童・生徒・教員を感染から守るため、日々、徹底した感染症対策に注力しています。学校開放事業は、「学校教育に支障のない範囲」での開放であるため、利用する際には、感染症対策を遵守くださいますようお願い・ご協力のほどお願いいたします。